

## 障害支援区分 利用できるサービス一覧

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定の段階で障がい者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握した上で支給決定を行います。お気軽に「いすみの里」担当者にご相談ください。

### 在宅で利用する訪問や通所のサービスを使いたい時は

平成28年5月作成

| 主なサービスの名称／障害支援区分 | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 移動支援             | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 居宅介護(ホームヘルプ)     |     | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 短期入所(ショートステイ)    |     | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 行動援護             |     |     |     | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 重度訪問介護           |     |     |     |     | ○   | ○   | ○   |
| 重度障害者等包括支援       |     |     |     |     |     |     | ○   |

### 事業所等で昼間の活動を支援するサービスを使いたい時は

| 主なサービスの名称／障害支援区分 | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童デイサービス         | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 自立訓練             | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 就労移行支援           | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 就労継続支援           | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 日中一時支援           | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 地域活動支援センター       | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 生活介護             |     |     | ○※1 | ○※2 | ○   | ○   | ○   |
| 療養介護             |     |     |     |     |     | ○   | ○   |

※1 在宅で50歳以上、※2 施設入所者50歳以上

### 入所施設等で住まいの場を提供するサービスを使いたい時は

| 主なサービスの名称／障害支援区分 | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 共同生活援助(グループホーム)  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 施設入所支援           |     |     |     | ○※  | ○   | ○   | ○   |

※50歳以上

### 障害支援区分調査とは

認定調査票には、基本調査と特記事項があります。

基本調査とは、歩行等移動の状況、立ち上がり等動作の状況、排尿・排便等介護の状況、衣服の着脱・金銭の管理等身辺状況、視力・説明の理解等コミュニケーションの状況、昼夜逆転・異食等行動の状況、多動行動や停止等行動関連状況、反復的行動等精神関連状況、じょくそうの処置等医療状況、調理・買い物等生活関連状況など80項目に渡り、できる・できない（3択から5択）の選択式調査です。（この調査結果に基づき一次判定を行います。）

特記事項は、基本調査80項目に対応した記述式の調査票で、基本調査には表せない、障害福祉サービスの必要性に影響を与える事項を記載します。審査会で判定する際に重要な資料となります。以上の一次判定結果、特記事項に医師意見書を加えて、審査会で二次判定を行います。

概況調査票は、審査会における障害支援区分の審査判定ではなく、支給決定における勘案事項の1つである「当該障害者等の介護を行う者の状況」を勘案する資料となります。具体的には、外出の頻度や社会活動の状況に関する地域生活関連事項、就労状況・希望等に関する就労関連事項、日中活動関連事項、介護者関連事項、居住関連事項及び現在のサービス利用状況となります。

(詳しくはそれぞれのサービス管理責任者等にお尋ねください)